

# 「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 妄想の激しい隣人に、大変困らされています…。



先生、会社の件ではいつもお世話になってます。実は今回家の方で困ったことが起きています。

先生もご承知のように、郊外に古い一軒家を買って、半年前に妻と引っ越しました。転動もあつてずっと賃貸でしたが、私も65歳を超え、いずれ会社を辞めるので、若い頃に長く暮らして気に入っていた所に住みたいと考えていたところに、妻が良い物件を見つけてきて、即決しました。20坪の土地に古い家なので、1500万円以下。今後家賃は要らないし、家を補修しながら妻と二人、体に気を付けながら住むつもりです。

案の定雨漏りなどがあつたのは想定内でしたが、想定外だったのは隣人です。80歳を超えた老女が独り暮らしなのは知っていましたが、私が大音響で音楽をかけてうるさくて眠れないとか、全くありえないことを何やかや、訴えてくるようになりました。私の方前で大声を出して服を脱ぐなど、ノイローゼになりそうです。裏の方やもう一つの隣人に聞いてみたら、時々

そういうことがあつて皆困っているようです。本人はずっと独身でかつてはちゃんと勤めていた、きょうだいもいて、甥や姪が時々様子を見にくることがあり、うつ病でご迷惑をおかけしますと言っているとのこと。

警察を呼んでもらったのですが、それっきり。隣の棲家として買った家をいままさら引っ越せないし、一体どうしたものかと思っています。

## 隣人の親類に事情を話し、精神科の受診を促しましょう。



それは大変お困りですね。実を言うと、家を買う時、近隣の人間関係が一番困ったことになりやすいです。

賃貸だと替わればよいけれど、所有物件だとなかなかそうはいきません。用心して、信用調査会社に調べさせた上で購入する人もいますが、その後に売却されて違う人が来る場合もありますからね。

さて、その方の症状は「妄想」ですね。被害妄想という代物。よくある病名は統合失調症（かつての精神分裂病）ですが、他の病気でも妄想は出現することがあり、精神科医の診断を仰がなければなんともいえません。

元検事の私としては、すぐに「措置入院」がひらめきました。これは精神保健福祉法による行政措置で、「自傷他害のおそれ」がある場合は警察などが通報して、精神保健指定医2名の診断によって精神科病院に入院させることができるというものです。ただ「おそれ」となっていないと通報していません。もしそ

の方が家の中に入ってきたり、石を投げて器物損壊だ、暴行傷害だということになったりすると刑事事件だから、警察も動くし措置入院も容易に認められるでしょうが、そこまではしていないので、警察も出動はするけれど、それっきりになっているというところでしよう。

幸い、全くの独りではなく身内がおられます。親類の方と連絡も取れるようですから、この際皆さんで事情を話し、精神科病院に連れて行ってもらい、場合によっては同意入院させてもら

うことはできないでしょうか。病名が分かれば、今は妄想をコントロールする良い薬もあるし、正しい処方を受けられれば対応もだいぶ変わってくるはずですよ。

変な話、その方がそのうち本当に刑事事件を起こさないとも限らないわけで、そうなる身内も全くわれ聞せずでは済まなくなるでしょう。この際民生委員も巻き込んで、リスクを共有する形を取られるのが一番かなと思います。何であれ人を相手にするのが一番大変ですが、乗り切れることを願っています。

